

まえがき

本書は、民事信託の原型ともいうべき受益権複層化信託の必要性を共通認識とし、その法務および税務に関する、現在知る限りのあらゆる論点を網羅し、現時点での最高水準の研究書を目指したものである。受益権複層化信託についてはその事例が非常に少なく、公開されていないので、これまで出たこの信託に関する論文等の文献の多くは、この信託の仕組みの解説や税務の問題点の一般的な指摘にとどまっている。そこで、法務および税務の専門家ならびに信託実務の精通者によるチームを組成し、受益権複層化信託の事例に基づく徹底した議論を重ねて、本書を分担執筆した。それぞれの論点に関し執筆者の意見が分かれる場合があるが、これはあえて統一していない。また、本書の各編ごとに独立した論考になっているので、各編の間に論点の重複が多少ある。しかし、そのほうが各執筆者の考え方の相違が浮き彫りになると思われる。

最近、個人がその家族のために設定するいわゆる民事信託に関して、専門家の関心が高まってきた。人生100年時代には経済的備えが必要であり、人に優しい社会には弱者の保護の仕組みが必要である。資産をゼロ金利に近い定期預金にして、老後にこれを取り崩す生活には不安がある。特殊詐欺にあって、これを引き出す悲劇が後を絶たない。しかし、公的年金制度の持続性の不安をあおることは、世代を超えて支え合う仕組みである年金制度のためになるとは思えない。高齢化社会における認知症対策として民事信託の利用が期待されるが、これが子供による親の財産の取込みの手段として使われる状況は、健全とはいえない。わが国は新信託法の制定および新信託税制の導入後10年以上経過したが、民事信託に関しては今なおその普及が遅れている発展途上国である。信託の先進国の米国

の民事信託をみると、節税目的ではなく、家族の構成員の教育や生活保障等の日常的な目的のためにより多く利用されている。米国の民事信託では、民事信託の原型ともいべき受益権複層化信託が使われることが多い。受益権複層化信託は、財産を運用管理し、収益を使って元本を残す仕組みである。家族の構成員の経済的備えのためや、家庭内の弱者の保護の仕組みには、この種の信託が不可欠からである。しかし、わが国では租税回避防止を過度に重視した使い難い税制になっている。人に優しい社会の実現のために、この種の信託を活用しやすい税制にさせていただくよう、税務当局に対して切に願うものである。

本書は次の構成になっている。

第1編では、現行税制の下における受益権複層化信託の税務の取扱いの概説と、その受益権の所得課税の革新的試論を展開する。

第2編では、その仕組みと論点および具体的事例を検討する。第1章および第2章でその実務的観点から主要な論点を徹底的に掘り下げ、第3章でそれぞれの信託目的を達成するためにはどのような信託の仕組みにしたらいいかを考える。

第3編では、民事信託の信託契約書の作成の要点を述べる。信託契約書の作成は通常は法務観点から行われるが、本書では税務の観点から信託の種類別の信託契約書の作成の留意点を考える。特に、受益権複層化信託書の書き方の注意点を喚起するのは、本書が初の試みではないかと自負する。

第4編では、受益権複層化信託の所得課税と相続課税の一般的論点を述べる。受益者課税信託の課税は、私法上は受託者一人に帰属する資産と所得を、税務上は複数の受益者に帰属するとみなす。このねじれから生ずる主要な論点を、実務家の観点から検討した。

第5編では、受益権複層化信託の受益権評価方法、受益者連続型信託の課税、ならびに福祉型信託に焦点を絞って、その税務の実務

上の問題点を浮き彫りにし、これらの問題を信託の先進国である米国ではどのように解決しているかを調査した。しかし、個々の解決方法は税制全体の中で評価されるべきものであるから、米国の制度をそのまま日本に輸入するわけにはいかない。その制約の下で、日本の税制のあるべき方向を模索する。

本書は、単なる受益権複層化信託の法律理論や実務解説ではない。その実務上の遭遇する法務と税務の問題点を究明し、現行制度の下における信託実務を検討し、さらにその解決方法を模索した。もとより、受益権複層化信託について税務当局の明確な取扱い基準がなく、諸説が入り乱れており、全く検討されていない論点も多いので、本書は試論の域を出ない。また現実の事案では、その背後にあるさまざまな要素を考慮に入れなければならないので、現実の事案に対して本書の結論を適用することを想定していない。しかし、それでも本書により、信託税制の政策・研究に関与する先生方に、これらの問題点に対するご理解を深めていただき、その制度改善のご検討をいただくことを切に願うものである。また、実務に携わる先生方に、受益権複層化信託をいたずらに恐れることなく、ご自分の判断でこれを適切に利用していただけることを期待している。

本書は、信託税制に関する優れた先行業績に負うところが多い。佐藤英明教授等による多くの文献から学ばせていただいた。最近の論文では、税務大学校論叢掲載の佐々木誠教授の論考を参考にさせていただいた。

受益権複層化信託は、民事信託への関心が高まってきたとはいえ、なおニッチな分野である。しかし、我々は、受益権複層化信託こそが、これからの民事信託の主要な仕組みになると予想している。その意味で、本書執筆の機会を与えていただいた日本法令の編集者の

方に、深く感謝する。

令和 2 年 7 月
執筆者代表 高橋倫彦

序 文

信託を世の中に活かすための総合的検討の試み

—信託実務と法務・会計・税務の専門家によるコラボレーション—

信託の制度は、信託法をベースとしている。そして、信託の実務は、信託法に加えて、これに基づき私的自治の発現として行われる信託行為、中でも主に信託契約によって成り立っている。私人間の法律関係に関する法ルールを「私法」と称するが、信託法もまた、私法である。すなわち、信託は、私法ルールとしての信託法および信託契約を基盤としている（なお、私法の一般法である民法との関係で、ヨーロッパ大陸法由来の民法と異なり、英米法に由来する信託法をどう位置づけるかについての議論もあるが、筆者の能力不足のため、道垣内弘人『信託法理と私法体系』（有斐閣、1996年）の参看を乞うにとどめたい）。

こうした信託の私法的構造を前提としたうえで、信託の財産・損益の状況を適切に表現するための「信託会計」があり、さらに、信託の税務上の取扱いを定める一群の課税ルールとして「信託税制」が存在する。このように、（信託に限らず、どのような取引であってもそうだが）私法ルールが初めにあり、その上に会計制度および税制が成り立っている、というのが、法曹実務家のものの見方である。しかし、私法を出発点として思考することは、会計・税務をないがしろにするものではない。取引に関するルールは、私法をベースとしつつも、会計・税務の観点も考慮して構築されるべきは当然であろう。むしろ、筆者がそのようにいうまでもなく、伝統的には、私法よりも会計・税務のルールが優位に立ち、私法が軽視されることのほうが普通であったのではないだろうか。「初めに私法ありき」という法曹実務家の見方は、伝統的な考え方に対して、「私法もま

た重要である」ということを強調するアンチテーゼとして出発し、ようやく近年になって、課税当局を含む会計・税務の専門家の間でも市民権を得つつある（逆にいえば、まだその程度にしか認識されておらず、その定着に向けた努力を払うべき）もののように、筆者は感じている。

ところで、実務上は、法務・会計・税務の中でも、直接の金銭的インパクトの大きさから、税務上の取扱い如何が、重要な関心事項となる。それゆえ、税制は、私法上可能とされる有意義な取引の実行を萎縮させることのないように、整備される必要があろう。それでは、信託の場合、私法ルールと税制との関係は、適切に構築されているだろうか。この点、本書を紐解いていただくとすぐに分かるように、信託税制は、率直に言って、平成 18 年の新信託法制定によって可能となった実務の豊かな可能性を、封じてしまいかねない様相を呈している。

たとえば、本書でも論じられる受益者連続型信託の税務上の取扱い、新しい信託法により認められたこの種の信託の活用そのものを否定しかねないような、経済合理性に適合しない課税ルールが設けられているケースの典型と思われる。もちろん、租税法令は、私法上の法律関係そのままを前提に課税を行うことが適切でない場合には、私法上の法律関係を、租税法令との関係では、変更することがある。このこと自体は、その変更の内容が、ことがらの経済的実態に即した合理的なものである限り、正当と思われる。しかし、受益者連続型信託の課税上の取扱いは、私法上の法律関係を変更することの経済的合理性という観点からは、理解に苦しむ内容となっている。

また、上記の程度にまでは至らないにしても、本書のテーマである受益権複層化信託は、税務上の取扱いが法令自体から明らかでないのみならず、通達や課税実務のレベルまで見ていっても明確ではないために、課税関係についての予測可能性を欠くことは否めない。

その結果として、高齢化社会における財産管理の手法として世の中のニーズが大きいのにもかかわらず、ほとんど実行される例を見ないままとなっている。

どうしてこうなってしまったのだろうか。筆者はかつて、「信託と税制は、不倶戴天の敵」という表現に接し、言い得て妙だなと感じたことがある。たしかに、信託は、中世ヨーロッパにおけるその成立当初から、課税逃れのために用いられた側面もあるようである。実際、信託を用いれば、財産の保有・運用・分配の仕組みを柔軟に設計することが可能であるから、それが租税回避に用いられる可能性は、否定し得ないだろう。しかし、信託は、民事・商事の両面において、さまざまな合理的目的によって利用されてきた長い歴史を有するものでもある。租税回避のおそれがあるからといって、正当な目的による活用までを否定してしまえば、角を矯めて牛を殺すこととなり、社会・経済にとって、決して望ましくはないだろう。現行の信託税制は、租税回避防止に神経質となるあまり、信託の活用そのものを阻害してしまっているように思われる。中里実教授も、信託税制が信託の歴史や私法を無視し、租税法の論理を貫徹しすぎる傾向があると指摘している（中里実「信託法理の生成」、中里実他編著『信託課税研究の道標』（有斐閣、2019年）19頁）。

このような問題意識に従い、本書では、受益権複層化信託が、税務上の取扱いの不透明性によって活用されない実態を少しでも改善すべく、信託銀行において受託者の立場から民事・商事の信託実務に深く関わってきた高橋氏、信託の会計・税務に精通した平野税理士、そして、私法をベースとする法感覚を備えつつ信託の税務面にも造詣の深い小山弁護士と木村弁護士（両弁護士とも、課税当局における勤務経験から、当局側の視点も有している）が、信託実務の底流をなすべき経済合理性の観点、会計・税務の観点、そして法務の観点から、多角的に検討している。その中であって、筆者は、租税法務を専門としつつも、資産税や信託には必ずしも通じておらず、

そもそも本書のプロジェクトに参加してよいものか、躊躇もあった。しかし、10年来お付き合い下さっている高橋氏のお勧めに従い、上記の各氏とともに、本書執筆のために重ねられた会合に出席させていただいた。門前の小僧として、習わぬ経を読むには至らずとも、信託の実務の在り方について、社会のニーズと経済合理性を基本に据えつつ、法務・会計・税務という複数の側面から光を当てる、貴重な場であった。

本書は、こうして、もともとのフィールドを異にする多様な専門家のコラボレーションによって成ったものであり、各人の考え方を最終的に一つの見解にまとめることまでは、あえて行っていない。しかし、信託が、上記のように複合的な視点から見るべきものであることからすると、それは、書籍全体に、幸せな多様性と豊かさをもたらしたのではないかと思う。改元を前にしたお正月明けに高橋氏にお声がけいただいてから、ほぼ2週間に1度、20回近くに及んだ会合に参加させていただいた筆者としても、本書が、受益権複層化信託に限らず、信託について、総合的な観点からの実務運用や制度設計が必要であることを認識する出発点として、広く読まれることを願っている。

令和2年7月
佐藤修二

目 次

まえがき	I
------------	---

序 文 信託を世の中に活かすための総合的検討の試み	5
---------------------------------	---

第 1 編

受益権複層化信託の税制

(平野和俊)

第 1 章 信託税制の全体像	18
-----------------------------	----

第 2 章 受益権複層化信託とは何か	21
---------------------------------	----

- I. 信託法における受益権の複層化 / 21
- II. 受益者会計における受益権の複層化 / 22
- III. 受託者会計における受益権の複層化 / 22
- IV. 税法における受益権の複層化 / 24

第 3 章 受益権複層化信託の所得税法上の取扱い	26
---------------------------------------	----

- I. どの課税区分に該当するか / 26
- II. どの段階から税務上の受益者等となるか / 27
- III. 複数受益者への信託財産および信託損益の帰属 / 29

第 4 章 受益権複層化信託の相続税法上の取扱い	31
---------------------------------------	----

- I. 複層化信託が設定された場合 / 31

- Ⅱ. 複層化信託が終了した場合 / 33
- Ⅲ. 財産評価基本通達による複層化信託受益権の評価 / 36
- Ⅳ. 受益者連続型信託に係る権利価額の特例 / 42
- Ⅴ. 小規模宅地等特例との関係 / 47

第5章 受益権複層化信託の課税関係に係る ケーススタディ（私論）…………… 49

- Ⅰ. 信託契約において信託財産等のみなし帰属を定めることは適当か / 50
- Ⅱ. 信託財産等帰属についての基本的考え方 / 54
- Ⅲ. ケーススタディによる受益権複層化信託の課税関係検討 / 57

第 2 編

基本事例の論点

（高橋倫彦）

第1章 受益権複層化信託の仕組み…………… 82

- Ⅰ. 受益権複層化信託の利用の現状 / 82
- Ⅱ. 私法上の仕組みと税法のみなし規定 / 83
- Ⅲ. 受益権複層化信託の所得の帰属先 / 90
- Ⅳ. 受益権複層化信託の受益権の取得 / 91

第2章 受益権複層化信託の基本事例の論点…………… 103

- Ⅰ. 受益権複層化信託の法務の留意点 / 103
- Ⅱ. 受益権複層化信託の税務の留意点 / 112

Ⅲ. 受益権複層化信託の譲渡所得課税 / 120

Ⅳ. 福祉型信託における障害のある子への給付 / 131

Ⅴ. 受益権複層化信託の不適正な事例 / 136

第3章 受益権複層化信託の基本事例の検討 141

基本事例 1 同族会社発行の私募社債を信託財産にする
受益権複層化信託 / 144

基本事例 2 駐車場を信託財産にする受益権複層化信託
/ 155

基本事例 3 賃貸アパートメントの建物を信託財産にする
受益権複層化信託 / 168

基本事例 4 金銭を信託して資産管理会社への貸付けを行
う受益権複層化信託 / 180

基本事例 5 定期金の給付目的の受益権複層化信託 / 190

基本事例 6 障害者福祉目的の受益権複層化信託 / 197

基本事例 7 法人が受益者になる受益権複層化信託 / 207

基本事例 8 事業承継目的の受益権複層化信託 / 219

第 3 編

信託契約書の作成

(木村浩之、小山 浩)

第1章 税制を踏まえた信託契約の定め 236

Ⅰ. 信託契約の定めと税制の関係(総論) / 236

Ⅱ. 信託契約の定めによって異なる課税関係の具体例 / 240

Ⅲ. 受益権複層化信託における留意点 / 250

第2章 信託契約 258

- I. 信託契約とは / 258
- II. 信託契約の特徴 / 259
- III. 一般的な信託契約の構成 / 263
- IV. 民事信託の信託契約書の留意点 / 269
- V. 複層化信託の信託契約書のサンプル解説 / 271

第 4 編

受益権複層化信託の課税の問題点

(高橋倫彦)

第1章 受益権複層化信託の所得課税 288

- はじめに / 288
- I. 現実に起こっている事例と問題点 / 290
- II. 現行法における信託の設定、所得に対する
課税の原則 / 294
- III. 受益権複層化信託の所得税に関する論点 / 301
- おわりに / 304

第2章 受益権複層化信託の相続課税 305

- I. 本稿の趣旨 / 305
- II. 受益権複層化信託の相続課税の原則 / 305
- III. 典型例による当初信託財産の種類毎の問題点 / 310
- IV. 受益権複層化信託の相続課税に関する論点 / 314

第3章 信託収益の分配が税引額の場合の受益権評価方法 … 324

- I. 信託会計と信託税務 / 324
- II. 受益権評価方法 / 325
- III. 受託者と受益者のキャッシュフロー(CF)の対比 / 327

第 5 編

信託の先進国の米国から学ぶ 民事信託の税制

(高橋倫彦)

第5編まえがき …… 330

第1章 民事信託の利用 …… 333

- I. 米国の家族の構成員のための民事信託 / 333
- II. 日本の信託税制の問題点 / 337
- III. 日米の信託税制の比較 / 337

第2章 受益者連続型信託の税制の問題点 …… 339

- I. 日本の受益者連続型信託の税制の問題点 / 339
- II. 米国の資産承継の税制 / 353

第3章 受益権複層化信託の受益権評価 …… 360

- I. 日本の信託受益権の評価方法 / 361
- II. 米国の信託受益権の評価方法 / 369
- III. 受益権評価において米国の信託税制から学ぶこと / 369

第4章 福祉型信託の税制の問題点 374

- I. 日本のみなし受益者および特定委託者の
定義と問題点 / 374
- II. 日本の福祉型信託の事例と問題点 / 380
- III. 米国の譲与者信託の税制 / 384
- IV. 米国の譲与者等信託の税制から学ぶこと / 384

第5章 米国の信託税制 389

- I. 米国の民事法と税法の構成 / 389
- II. 米国の相続・贈与の税制 / 391
- III. 米国の信託受益権評価 / 398
- IV. 米国の譲与者信託の税制 / 409

凡 例

所法	所得税法
所令	所得税法施行令
法法	法人税法
法基通	法人税基本通達
相法	相続税法
相令	相続税法施行令
相基通	相続税法基本通達
評基通	財産評価基本通達
措令	租税特別措置法施行令
措通	租税特別措置法関係通達
消令	消費税法施行令
新信	(平成 18 年 12 月 15 日法律第 108 号による改正後の)信託法
投信法	投資信託及び投資法人に関する法律
信託計規則	投資信託財産の計算に関する規則

条・項・号の略 (例)

措法 37 の 10 ⑥三 租税特別措置法第 37 条の 10 第 6 項第 3 号

資 料

平成 19 年度税制改正の解説

財務省ウェブサイト「平成 19 年度 税制改正の解説」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2007/explanation/index.html

第

1

編

受益権複層化信託の税制

第1章 信託税制の全体像

第2章 受益権複層化信託とは何か

第3章 受益権複層化信託の所得税法上の取扱い

第4章 受益権複層化信託の相続税法上の取扱い

第5章 受益権複層化信託の課税関係に係るケーススタ
ディ（私論）

（文責：平野和俊）

第1章

信託税制の全体像

所得税法および法人税法において、信託は課税方法ごとに次のように区分される。

- (ア) 受益者等課税信託
- (イ) 集団投資信託
- (ウ) 法人課税信託
- (エ) 退職年金等信託
- (オ) 特定公益信託等

受益者等課税信託とは、集団投資信託、法人課税信託、退職年金等信託および特定公益信託等のいずれにも該当しない信託をいい、信託財産に属する資産および負債は受益者等が有するものとみなし、かつ、信託財産に帰せられる収益および費用は受益者等の収益および費用とみなして所得税法や法人税法の規定が適用される（所法13①、法法12①）。

集団投資信託とは、合同運用信託、証券投資信託、国内公募投資信託、外国投資信託および特定受益証券発行信託をいい、受託者段階では課税されず、信託収益が受益者に分配される段階で課税される（所法13③一、法法2二十九、12③）。退職年金等信託および特定公益信託等も、集団投資信託と同様に受託者段階では課税されず、信託収益が受益者に分配される段階で課税される。

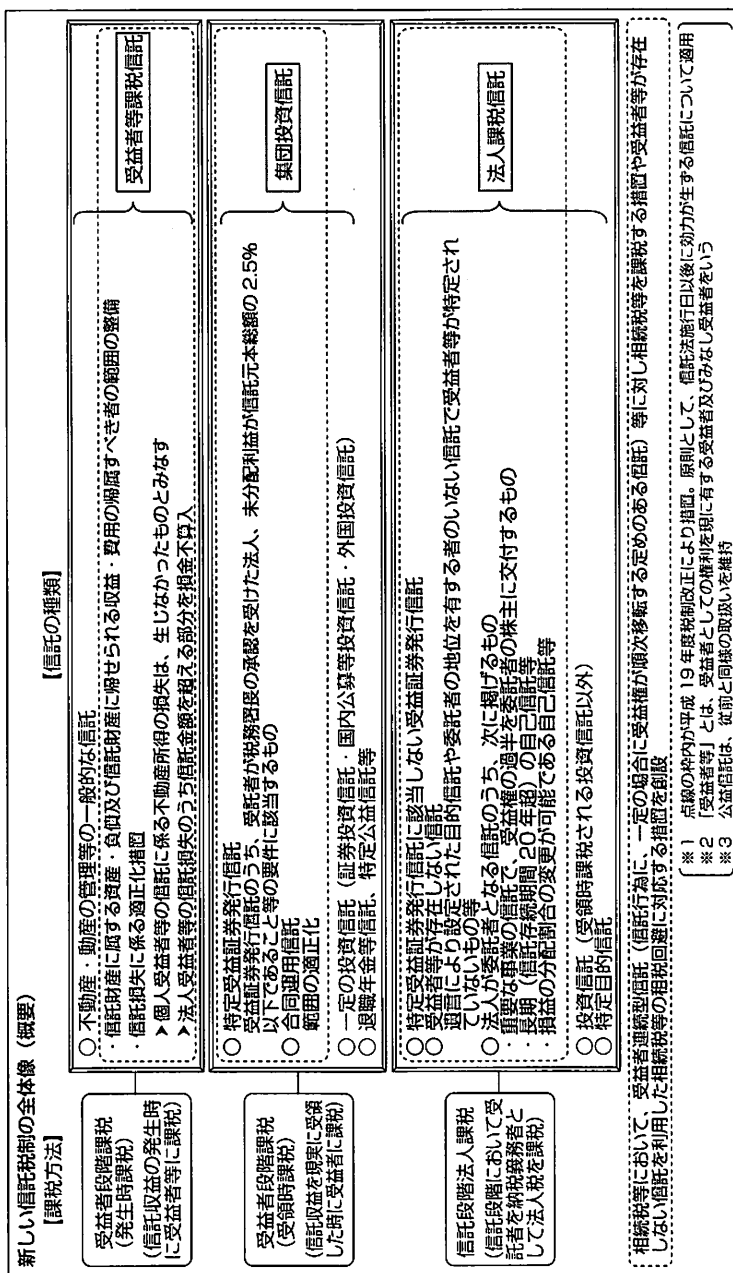
法人課税信託とは、特定受益証券発行信託に該当しない受益証券発行信託、受益者等が存しない信託、法人が委託者となる信託で一定のもの、特定投資信託および特定目的信託をいい、信託財産から

生ずる所得について受託者の固有財産に帰属する所得とは区分して受託者段階で課税される（所法6の2①、法法2二十九の二、4の6①）。また、受益者は受託法人の株主とみなされるため、受託法人から課税済み利益の分配を受けた場合には、剰余金の配当とみなして課税される（法法4の7十）。

一方、消費税については、受益者等課税信託では受益者等が納税義務者となるが、集団投資信託、法人課税信託、退職年金等信託および特定公益信託等では受託者が納税義務者となる（消法14①）。このうち法人課税信託では、信託資産等および固有資産等ごとにそれぞれ別の者とみなされて消費税法が適用されるが、集団投資信託、退職年金等信託および特定公益信託等では、区分せずに消費税法が適用される。

また、相続税では、受益者等が変更された場合におけるみなし相続、みなし贈与の課税関係が定められるとともに、受益者連続型信託に係る権利価額の特例や受益者等が存しない信託を利用した相続税等の租税回避措置が設けられている。

【図表 1-1】信託税制の全体像¹



¹ 財務省ウェブサイト「平成19年度税制改正の解説」292頁

第2章

受益権複層化信託とは何か

I. 信託法における受益権の複層化

受益者とは、受益権を有する者をいう（信託法2⑥）。受益権とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって、受益債権（信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権）および受益債権を確保するための権利（受益債権を確保するために信託法の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利）をいう（信託法2⑦）。

また、一つの信託契約で複数の者が受益者として指定されることは当然のこととして予定されており、受益者が2以上ある信託における受益者の意思決定は、原則としてすべての受益者の一致によって決せられるとしつつも、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めによるとされている（信託法105①）。

一つの信託契約で複数の者が受益者として指定される場合において、各受益者の受益債権の内容をどのように定めるべきか、あるいは定めてよいかについて信託法に定めはない。したがって、原則として自由に各受益者の受益債権の内容を決めてよいことになり、受益権の複層化も認められることとなる。

一般的に信託受益権が質的に分割された場合を「複層化」と呼んでいるが、信託法における定義ではない。ここで質的分割とは、量的分割（均等な小口分割）以外の分割をいうので、多くの種類の質的分割が考えられる。一般的には、収益受益権と元本受益権への分割や、優先受益権と劣後受益権への分割が取り上げられることが多

いが、期間ごとの受益権に分割する、収益の分配を受けられる期間を限定する、デット型とエクイティ型に分割するなどの複層化も考えられる²。

Ⅱ. 受益者会計における受益権の複層化

受益者が会社法、金融商品取引法、税法に基づいて株主、債権者、租税当局等に対して開示すべき会計を受益者会計といい、原則として平成19年8月2日に企業会計基準委員会から公表された実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告」という）に従って行われる。実務対応報告は、「これまでの信託の基本的な会計処理を整理するとともに、今般公布された新信託法による新たな類型の信託等について必要と考えられる会計処理を明らかにするために」公表されている。

実務対応報告において、受益権複層化信託の定義は定められていないが、「受益権が優先劣後等のように質的に異なるものに分割されており、かつ、譲渡等により受益者が複数となる場合」には、「各受益者がその信託財産を直接保有するものとみなして会計処理を行うことは困難であることから、受益者の個別財務諸表上、受益権をその信託に対する有価証券の保有とみなして評価します。」とされている。したがって、受益権が複層化されている場合における会計上の取扱いは、税務が基本類型としている受益者等課税信託の取扱い（受益者等が信託財産を保有するものとみなす）とは異なる。

Ⅲ. 受託者会計における受益権の複層化

信託の内部関係として受託者が受益者等へ報告するために行

² 今井和男他『実務解説 信託法Q & A』（ぎょうせい、2008年）409-410頁

著者略歴

高橋 倫彦（民事信託活用支援機構代表理事）

第2編執筆、第4編執筆、第5編執筆

東京大学法学部卒業

旧東洋信託銀行（現三菱UFJ信託銀行）部長、外資系信託銀行取締役、ベルニナ信託会社取締役を経て、現在一般社団法人民事信託活用支援機構代表理事。

外資信託銀行2行および日系信託会社3社の免許等の申請手続きに従事。

過去の信託の実務、国際業務、プライベートバンキング等の経験と海外の信託の研究に基づき、民事信託について利用者の目線（投資理論）とグローバルな視点（信託の先進国の信託制度）からの解説を目指す。

論文「受益権複層化信託の所得課税」および「受益権複層化信託の相続課税」は日税研究賞を受賞。

【主な著書】

- ・「信託を活用した ケース別 相続・贈与・事業承継対策」（共著、日本法令、2014年）
- ・「『危ない』民事信託の見分け方」（共著、日本法令、2016年）
- ・「民事信託 受託者の実務」（共著、日本法令、2017年）

【主な論文】

- ・「受益権複層化信託の所得課税」（週刊T&A master598号、ロータス21）
- ・「受益権複層化信託の相続課税」（週刊T&A master619号、ロータス21）
- ・「信託の先進国の米国から学ぶ受益者連続型信託」（週刊TA master766号、ロータス21）
- ・「民事信託が裁判で遺留分侵害目的と認定されて一部分が無効とされた事例の影響」（週刊T&A master805号、ロータス21）
- ・「信託の歴史」（連載、家族信託実務ガイド、日本法令）、「諸外国の信託活用事情」（連載、家族信託実務ガイド、日本法令）等

平野 和俊（税理士・税理士法人UAP代表社員）

第1編執筆、第2編監修

一橋大学社会学部卒業

税理士法人タクトコンサルティングにて資産税を中心としたコンサルティング業務に従事 2003年ユナイテッドアカウンティングパートナーズ、パートナー就任

現在税理士法人UAP代表社員

最先端の法人コンサルティングと資産税コンサルティングの融合を目指す。

【主な著書】

- ・「ケーススタディ 事業承継の法務と税務」（共著、ぎょうせい、2018年）
- ・「詳解 信託の税務」（共著、中央経済社、2009年）

【主な論文】

- ・「民事信託活用における他士業との連携ポイント等」（税理2016年9月号、ぎょうせい）
- ・「特定目的会社」（税務弘報2008年4月号、中央経済社）

小山 浩（弁護士・弁護士法人森・濱田松本法律事務所）

第3編第2章執筆、第2編監修

早稲田大学法学部卒業・同大学法学研究科修了・中央大学法科大学院修了
University of Michigan Law School 修了 (International Tax LL.M.)
2007 年弁護士登録、現在弁護士法人森・濱田松本法律事務所パートナー・高松オ
フィス代表

M&A・組織再編、税務紛争案件を取り扱い、特に、東京国税局調査第一部調査審
理課において国際調査審理官として執務した経験を踏まえた税務アドバイスをを行っ
ている。また、The Legal 500 Asia Pacific 2019 及び The 10th Edition of Best
Lawyers in Japan の Tax 分野で選出されている。

「Countering BEPS: Preventing Abusive Commissionnaire Arrangements」が
Tax Analysts 誌の Inaugural Student Paper Competition にて受賞

「税務・法務を統合した M&A 戦略」(共著、中央経済社、2009 年)が M&A フォー
ラム奨励賞「RECOF 奨励賞」を受賞

【主な著書】

- ・「設例から考える国際租税法」(中央経済社、2019 年)
- ・「取引の実態からみる 税務調査のポイント Q&A」(第一法規、2018 年)
- ・「税務・法務を統合した M&A 戦略」(共著、中央経済社、2015 年)

木村浩之(弁護士・弁護士法人淀屋橋・山上合同)

第 3 編第 1 章執筆、第 2 編監修、第 5 編監修

東京大学法学部卒業、成蹊大学法科大学院(夜間)修了、ライデン大学(オラン
ダ)・国際租税センター国際租税法上級 LL. M. 修了

2005 年～2009 年国税庁(国家公務員一種)、2010 年弁護士登録、2016 年 Buren
N.V.(ビューレン法律事務所)(オランダ)客員弁護士、2016 年～2017 年 KPMG
Singapore(シンガポール)国際租税部を経て、現在、弁護士法人淀屋橋・山上合
同パートナー。日本税法学会研究委員。IFA(国際租税協会)会員。

一般企業・実業家・資産家を対象とした国内外の法務・税務に精通しており、関連
する論文・書籍等多数。

【主な著書】

- ・「基礎から学ぶ相続法」(清文社、2020 年)
- ・「事例解説 租税弁護士が教える事業承継の法務と税務」(共著、日本加除出版、
2020 年)
- ・「租税条約入門」(中央経済社、2017 年)
- ・「税務紛争への対応」(共著、中央経済社、2013 年)

佐藤修二(弁護士・岩田合同法律事務所)

序文執筆、第 2 編監修、第 3 編監修

東京大学法学部卒業、Harvard Law School 卒業(LL.M., Tax Concentration)

2000 年弁護士登録

東京国税不服審判所で国税審判官を務めた経験を活かし、税務分野に強みを持つ。

現在、岩田合同法律事務所に所属するほか、東京大学法科大学院客員教授、国税庁
税務大学校本科「組織再編」講師を務める。

【主な著書】

- ・「税理士のための会社法ハンドブック」(編著、第一法規、2019 年)
- ・「現代租税法講座第 3 巻-企業・市場」(執筆分担、日本評論社、2017 年)
- ・「実務に活かす! 税務リーガルマインド」(編著、日本加除出版、2016 年)